

【 合理的配慮について 】

障がいのある学生が「病気の治療や障がい」と「学業」との両立ができるよう、病気や障がいによって生じる学業上の困難に対して、合理的配慮の提供を通じて学修をサポートします。

合理的配慮とは、障害のある学生が障害のない学生と同等の学修環境を得られるように、学校が過度な負担にならない程度において、必要かつ適当な変更・調整を行うものです。

合理的配慮の内容は、ヘルスサポートセンターでのヒアリング面談と、教員等との面談(建設的対話)を通して決定されます。

申請を検討している学生は、ヘルスサポートセンターもしくは教育・学生支援部(学生課)に相談してください。

「障害者差別解消法に基づく合理的配慮提供の流れと専門学校の方針」を示したガイドを『合理的配慮学生ガイド』に掲載しています。

合理的配慮 学生ガイド

様式1(修学上の合理的配慮申請書)

様式2(合理的配慮を希望する科目リスト)

お問合せ先

日本工学院八王子専門学校

教育・学生支援部 学生課

TEL 042-637-3111